

## &lt;話題提供&gt;

# WSSD2020年目標から見た、 日本の化学物質管理制度の 問題点と解決策の提言

NPO法人「ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議」  
事務局長・弁護士 中下裕子

1

## 日本の化学物質管理制度の問題点と提言

- ①司令塔なき縦割り規制
- ②「胎児・子ども、脆弱な集団の保護」の不十分性
- ③化学物質の影響を受ける側に立った包括的な化学物質対策の欠如  
➡ 「化学物質政策基本法(仮称)」の制定の提言
- ④消費者安全の分野の対策の不十分性  
➡ 消費者ばく露分野における総合的リスク管理法の制定の提言
- ⑤農薬規制と家庭用殺虫剤規制のすき間  
➡ 農薬等規制の抜本的見直しの提言
- ⑥内分泌かく乱化学物質(環境ホルモン)問題についての規制の遅れ  
➡ 環境ホルモンに対する規制の導入の提言
- ⑦化学物質の情報伝達の問題点  
➡ 情報伝達のあり方に関する提言
- ⑧ガバナンスの仕組みの不十分性  
➡ 効果的かつ効率的なガバナンス実現のための提言

2

## 話題提供その1:

# 消費者ばく露分野における総合的 リスク管理法の制定提言

3

## 問題点

- ①家庭用品(消費者製品)に使用されている化学物質の種類、量、有害性等についての実態把握が不十分
- ②家庭用品による吸入事故等の未然防止の不十分性
- ③家庭用品の規制対象物質数が、労安法のリスク管理対象物質数と比べても極端に少ない  
←しかし、労働者にとって危険・有害な化学物質は、消費者や周辺住民にとっても危険・有害なはず
- ④表示に関する規制の不十分性  
例)芳香・消臭・脱臭剤、抗菌・除菌剤
- ⑤消費者製品の規制の基本方針の欠如

4

# 提言

家庭用品規制法と家庭用品品質表示法を統合し、新たに「消費者製品規制法」を制定すること

## 新法の内容

- ①届出制の導入
- ②胎児・子ども、脆弱集団の保護の観点からのリスク評価の導入とプロセスの公開
- ③人の健康と環境へのリスクが懸念される化学物質を指定
- ④指定物質について、使用禁止、生産量制限、用途制限、使用規制などの措置を講じる
- ⑤代替品についての事前審査制導入
- ⑥製品中の化学物質についての情報伝達の義務づけ
- ⑦市民の提案権と行政の応答義務を定めること
- ⑧製品事故の届出の義務づけ
- ⑨相談体制の整備
- ⑩データベースの構築

## 話題提供その2:

農業・医薬品用途以外の殺生物剤  
を包括的に管理する、  
「殺生物剤法(仮称)」の制定提言

7

## 問題点

- 殺虫剤等の規制のすき間の存在
  - ・不快害虫用殺虫剤
  - ・シロアリ駆除剤
  - ・繊維害虫用防虫剤
  - ・家庭用カビ取り剤
  - ・非農耕地用除草剤⇒環境省実態調査実施(H18、H25、H26)
- 殺菌成分の規制のすき間の存在
  - 例)家庭用消臭・殺菌剤(塩化ベンザルコニウム)

8

## 提言

農業・医薬品用途以外の殺生物剤を包括的に管理する「殺生物剤法（仮称）」を制定すること

## 新法の内容

- ① 殺生物剤の有効成分を登録制とすること
- ② 「毒性試験」については、世界の動向を考慮して、発達神経毒性、免疫毒性、内分泌かく乱作用などの最新の毒性試験を追加し、企業から提出された毒性試験データは公開すること
- ③ 国内外で新たな毒性データにより有害影響が懸念される場合には、予防原則に基づき一般的に使用を中止する制度を導入するとともに、この制度についての市民の提案権・行政の応答義務を定めること